



## 子どもへの不審者事案が増えています！ 防犯による安全・安心のまちづくり

市内では今年6月以降、小・中学生への不審者事案が多発しています。不審者事案は、主に女性や子どもを対象とした「つきまとい」などの行為です。不審者から子どもを守るため、市は「ながら見守り」を推進しています。ぜひご協力ください。

### 「ながら見守り」とは

日常生活を送る中で、防犯の視点を持って登下校時の子どもたちの安全を見守る活動のことです。  
ながら見守りの例

- 愛犬の散歩をしながら
- 趣味のジョギングをしながら
- 買い物をするしながら
- 自宅で植木の手入れをしながら

## 令和2年の市内不審者事案発生件数

	事案の総数		中学生以下が対象		うち登下校時間帯	
	今年	昨年比	今年	昨年比	今年	昨年比
4月	6	+4	3	+1	0	±0
5月	6	+2	3	±0	0	-2
6月	22	+15	15	+11	13	+10
7月	19	+12	14	+9	11	+10
8月	7	+2	5	+5	5	+5

※今年、昨年とも8月11日現在。

防犯活動は、「できる人が」「できるときに」「無理をせず」「楽しみながら」行うことが、長く続ける秘訣です。

子どもたちの登下校時の安全を守るためには、子どもが1人だけになる「一人区間」の解消が重要です。  
一人区間をなくすよう、ながら見守りで「地域の目」を増やしていきましょう。

### 毎月15日は「子どもの安全を守る市民行動の日」

みんなで子どもの安全を守る取組をしましょう。

【朝】登校時には、各家庭の玄関先で子どもの見送り

【昼】学校では、学校内外の安全点検  
【夕】下校時には、子どもが1人にならないようみんなで見守り

※不審者を見かけたら、警察や学校に連絡してください。不審車両のナンバーはメモしておきましょう。

## 問合せ

市民安全課

☎(55)2831 ☎(51)0367

✉si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp



## 子どもへの体罰は法律で禁止されています 11月は児童虐待防止推進月間です

親が子どもに対して行う虐待が問題となっています。親などによる体罰禁止を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が、一部を除き令和2年4月から施行されました。しつこくとしても、体罰に該当する行為は禁止されています。

### しつこくと体罰

しつこくとは、生活習慣や社会のルール・マナーなど、生きていくために必要なことを子どもが身につけられるよう、繰り返し働きかけることです。

ただし、たとえしつこくのためと親が思っても、その行為が子どもの身体や心を傷つけるものであれば、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。



### 「気づき」から「つなげる」

〜 私たちができること 〜

「おかしいな」と気づき、体罰や虐待を疑っても、相談や通報をすること  
に抵抗を感じるかもしれません。

しかし、それは子どもだけでなく体罰や虐待をしている保護者自身も苦しんでいる場合があるため、親も子どもも救うことにつながります。

相談や通報は、匿名で行うことができます。また相談者・通報者の秘密は守られます。

近くに心配な家庭がある人、育児に不安や困りごとがある人は  
子どもなんでも相談

☎(55)2764  
児童相談所全国共通ダイヤル  
☎189



まで、ご連絡ください。



毎年11月に行われている「静岡県子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は開催中止となりました。

## 問合せ

子ども家庭課

☎(55)2763 ☎(51)0247

✉fu-kokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp